

令和6年度 長崎市立三川中学校 いじめ基本方針

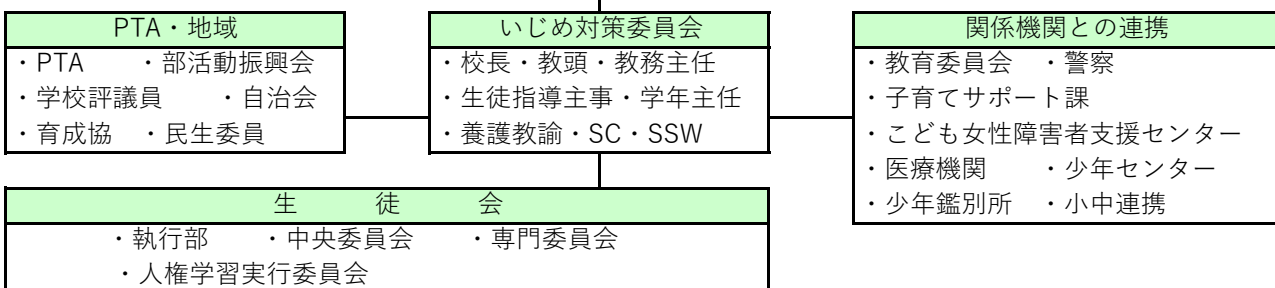
人権尊重の精神を基本に捉え、学校・保護者・地域が一体となってすべての生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる生き生きとした学校づくりのために、いじめ防止に向けた学校を挙げての取組の全体像を明らかにする。

学校目標 新たな一面の己を磨く

～心豊かでたくましく、自ら学び続け、組織の中で創造性を輝かせる生徒の育成～

〈自立〉主体性の育成	〈共生〉多様性の育成	〈創造〉発達性の育成
・規律ある生活を送ることができる ・自分の考えをしっかりと表現することができる ・自分に合った目標を設定し、自分の役割を果たすことができる ・自分に合った目標を設定し、学力の定着のために計画的に努力することができる	・他の違った意見や考え方を尊重できる ・思いやりをもって調整できる ・他と協力し、安心して思う存分に活動することができる	・伝統を活かし、あるいは、前例にとらわれることなく、工夫できる ・活動結果をしっかりと受け止め、その成果を明らかにできる ・今後の活動の改善策を整理できる

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。



いじめ防止に向けての基本姿勢

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

【いじめ防止対策推進法】＜抜粋＞

第2条(いじめの定義) いじめとは、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(ネットを含む)であって、生徒が心身の苦痛を感じているもの。

4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。

8条(学校の責務) 学校-教職員は、基本理念にのっとり保護者や地域等の関係者と連携して、いじめ防止早期発見に努め、いじめには適切かつ迅速に処する責務を有する。

9条(保護者の責務) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもので、我が子がいじめを行うことがないよう規範意識を養う指導に努める。